

平成29年6月20日

保護者のみなさんへ

幼稚園長

平成29年度保育料等の減免（補助）について（お知らせ）

当幼稚園では、浜松市に住民登録をしている満3歳以上の子どもを就園させている世帯を対象に、入園料及び保育料を減免（補助）する事業を行っています。

減免（補助）は、世帯の平成29年度市民税所得割額（以下「所得割額」という。）の合計額及びきょうだいの状況等により補助区分を決定し、実際に負担した入園料・保育料の年間合計額の範囲内で実施します。

つきましては、別添「保育料等減免に関する調書」又は「保育料等減免の辞退届」を6月30日（金）までに、当幼稚園へご提出ください。

1 減免（補助）対象の基準及び額

（園児ひとりあたりの年額※1）

区 分		補 助 基 準 額		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護法による扶助受給世帯	308,000円	308,000円	308,000円
II	所得割が非課税となる世帯	272,000円	308,000円	308,000円
	上記のうち特例となる世帯※2	308,000円	308,000円	308,000円
III	所得割額の合計が、 77,100円以下の世帯	139,200円	223,000円	308,000円
	上記のうち特例となる世帯※2	272,000円	308,000円	308,000円
IV	所得割額の合計が、 211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
V	上記区分以外の世帯※3	—（非該当）	154,000円	308,000円

※1 実際に負担した入園料・保育料の年間合計額が上限です。

※2 特例となる世帯

第II及びIII階層の世帯で以下のいずれかに該当する場合

世帯	・ひとり親世帯（祖父母が同一世帯にいないひとり親世帯で、父又は母が税法上の被扶養者となっていない場合に限る） （添付していただく書類はありません。）
同一世帯の家族 （在宅の方に限る）	・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・特別児童扶養手当の支給対象児童 ・国民年金の障害基礎年金の受給者 ・療育手帳の交付を受けた方 （「3書類の提出について」に記載の書類を調書に添付してください。）

※3 第V階層の第1子（小学校3年生以下の兄・姉がいない園児）は、減免（補助）の対象となりません。

◇きょうだいの数え方について

- ・第IV・V階層の世帯は、小学校3年生以下の兄・姉から数えます。
- ・第III階層以下の世帯は、年齢に関わらず兄・姉から数えます。（生計を一にしている兄・姉に限る）
- ・保育園、認定こども園、児童発達支援等に在園している兄・姉も数えます。ただし、児童発達支援に在園する場合は、「3書類の提出について」に記載の書類を調書に添付してください。

◇区分判定における世帯について

- ・世帯は、平成29年6月1日の住民基本台帳（住民票）に園児と共に記載されている家族とします。ただし、住民基本台帳上は別世帯であっても、園児世帯と同一生計と認められる場合は、同一世帯とみなします。（例：単身赴任等）
- ・世帯分離している祖父母であっても、園児世帯と住所の祖父母は同一世帯とみなします。完全に別生計である場合は、調書提出に合わせて幼児教育・保育課にご相談ください。
- ・平成29年6月1日現在、離婚調停中であり、住民票上別居である場合は、調書提出に合わせて幼児教育・保育課にご相談ください。
- ・婚姻歴のない母（父）は寡婦（寡夫）とみなし、市民税上の寡婦（寡夫）控除をみなし適用することができます。適用する場合は、調書提出に合わせて幼児教育・保育課にご相談ください。

◇区分判定における所得割額について

平成29年10月末までに確定している所得割額を使用して補助区分を決定します。

父母の所得割額の合計が0円でない場合

父母の所得割額の合計額で判定します。

父母の所得割額の合計が0円である場合

同一世帯の祖父母がいる場合は、祖父母のうち所得割額の多い方をその世帯の所得割額とします。また、同一世帯の祖父母がいない場合で、父又は母が、祖父母の税法上の扶養控除の対象になっている場合は、祖父母のうち所得割額の多い方をその世帯の所得割額とします。

2 所得割額の確認方法

<市町村民税が給与天引きの方の通知>

平成29年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

※ただし、区分判定における所得割額は住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とします。

<市町村民税が給与天引きではない方の通知>

平成29年度課税標準額・税額明細書

課税標準額		市民税額	県民税額
総所得			
山林所得			
小計			
分離短期課税	一般		
	軽減		
分離長期課税	一般		
	軽減		
株式等の節税			
上場株式等の配当			
先物取引			
a	算出所得割額合計		
b	調整控除額		
c	配当控除・税額調整等		
d	配当控除は株式等所得割額を控除額		
e	所得割額(百円未満切捨) a-b-c-d		
f	均等割額		

※ただし、区分判定における所得割額は住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とします。

← e 所得割額(百円未満切捨) a-b-c-d

3 書類の提出について

保育料等減免に関する調書又は**保育料等減免の辞退届**のどちらかを提出してください。

※「保育料等減免に関する調書」は、裏面の記入例を参考にご記入ください。この調書と添付書類に基づいて減免（補助）額を決定しますので、正確にご記入ください。

※「保育料等減免の辞退届」は、補助金の対象者とならないことが確実な場合又は補助金の申請を希望しない場合に提出してください。この辞退届を提出した場合、後日申し出があっても保育料は減免されませんのでご注意ください。

※単年度事業ですので、年度を越えての申請はできません。

◇以下に該当する場合は、調書提出時に書類の添付が必要です。

該当する項目	提出書類
生活保護法による扶助受給世帯	●生活保護証明書（区社会福祉課にて発行）
療育手帳の交付を受けた方がいる世帯	●療育手帳のコピー
身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯	●身体障害者手帳のコピー
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯	●精神障害者保健福祉手帳のコピー
特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯	●特別児童扶養手当証書のコピー
国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯	●国民年金・厚生年金保険年金証書のコピー
平成29年1月1日の住所が浜松市以外の方がいる世帯（単身赴任の父等を含む）	●平成29年1月1日の住所地の市町村長が発行する「平成29年度市町村民税課税証明書」（原本）（市町村民税額及び扶養控除額等が記載されているもの）（名称及び発行可能時期は市町村により異なります。）（父母の市町村民税所得割額がいずれも0円の場合は、祖父母分も必要になります。）
平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間、海外に住んでいた方	●海外及び国内で勤務していたときの収入等証明書（勤務先が発行する、給与所得の源泉徴収票に準じた内容が記載されたもの）
児童発達支援に通っている就学前の兄・姉がいる世帯（弟・妹の場合は不要）	●児童通所サービス受給者証のコピー

4 今後の流れについて（途中入園の場合は下記よりも時期が遅れる場合があります。）

平成29年 9月頃 所得割額不明の方がいる世帯に通知を送付します。
 10月頃 補助の対象者とならない園児（第V階層の第1子又は書類不備等）のいる世帯に非該当の通知を送付します。
 平成30年 2月下旬 補助の対象となる世帯に補助額等について通知を送付します。
 3月初旬 補助金を交付します。（交付の方法は園によって異なります。）

お問い合わせ先 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所 本館2階
 浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課 TEL457-2118